

飯盛斎場予約システム利用に関する取扱い要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、飯盛斎場予約システム（以下「システム」という。）利用に関する取扱いに関し、飯盛霊園組合（以下「組合」という。）が行うサービスについてシステムを使用するもの（以下「使用者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) システム管理者 組合に設置したシステムの管理責任者をいう。
- (2) 会員 システムを使用しようとする葬儀業者をいう。
- (3) 使用責任者 システムを使用しようとする葬儀業者の管理責任者をいう。
- (4) 使用者 実際にシステムを使用し、予約等を行うものをいう。
- (5) ID 使用者に対し組合が交付する接続用の番号をいう。
- (6) パスワード 接続に伴い必要な暗証番号をいう。

(システムのサービス)

第3条 組合は、飯盛斎場の予約をオンラインで行うためシステムに必要な機器及びソフトウェアを設置し、使用者に対してこれを使用させるものとする。

(使用申請書の提出)

第4条 システムを使用しようとする者は、組合に「飯盛斎場予約システム使用申請書」を提出し、許可を受けなければならない。

2 組合は、前項の申請があった場合において、支障がないと認めたときは、使用許可書及びIDを発行する。

(使用の不許可)

第5条 組合は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、使用を許可しないことができる。

- (1) システムに障害を及ぼす恐れがあると認めたとき。
- (2) その他、管理上支障があると認めたとき。

(使用許可の取消し)

第6条 組合は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、使用許可を取り消し、又は使用の中止を命ずることができる。

- (1) システムの使用に関し、この取扱い要綱に違反したとき。
- (2) 必要以上に予約の登録、取消しを行ったとき。
- (3) 故意に正常なシステムの運用を妨害したとき。
- (4) ID パスワードを他の者に遺漏したとき。
- (5) その他、管理上支障があると認めたとき。

(システムの使用料)

第7条 システムを使用し、飯盛斎場の予約をすることに要する費用は無償とする。ただし、接続するために必要な機器等の費用は、使用者の負担とする。

(使用責任者の設置)

第8条 会員は、システムを使用するにあたり使用責任者を設置しなければならない。

2 使用責任者は会員を代表し、組合との事務連絡を総括する。

(使用期間)

第9条 システムの使用期間は、使用許可日から1年間とする。

2 使用に関して問題なく、会員から別段の意思表示がないときは、同一条件で1年間更新されたものとし、以後同様とする。

(使用責任者及び使用者の義務)

第10条 使用責任者及び使用者は、次の各号によりシステムの使用をしなければならない。

- (1) この取扱要綱を厳守し、住民サービスを第一に考え、責任と自覚をもって使用しなければならない。
- (2) 使用中に不具合が出た場合は、マニュアルを再確認し使用方法に間違いがなければ、直ちにシステム管理者に報告しなければならない。
- (3) 使用方法をよく習熟し、積極的にこのシステムを活用するよう心がけなければならない。
- (4) 常に他の使用者のことを考え、予約の変更、取消しなどにならないように努めなければならない。

(転貸等の禁止)

第11条 会員は、使用許可を受けた ID 番号を他の者に転貸し、又はその権利を譲渡してはならない。

(ID 及びパスワードの管理)

第12条 使用許可を受けた ID 及び自己設定したパスワードは、責任を持って管理し、絶対に他の者に遺漏してはならない。

(変更の届出)

第13条 会員は、パスワード以外の届出の内容に変更があった場合には直ちに組合に変更届けを提出しなければならない。

(ID の返還)

第14条 会員は、ID 番号が不用となった場合には直ちに組合に届け出て ID を返還しなければならない。

(システムの変更等)

第15条 システム責任者は、システムの正常な機能を維持するため仕様を変更し、又は一時的に運用を停止することができる。

- 2 前項の場合において、軽微な仕様の変更、又は短時間の停止の場合は、会員に通知しないこととする。
- 3 大幅な仕様の変更、又は長時間の停止の場合は、事前にメール又は文書にて通知するものとする。

(障害の発生)

第16条 システム管理者は、システムに障害が発生した場合は会員にメールにて通知し、障害が復旧するまでは、電話等により予約を行うものとする。

- 2 システム管理者は、障害が復旧した場合は早急に会員にメールにて通知するものとする。
- 3 組合は、システムに障害が発生したことにより会員に損害が出た場合においてもその賠償は行わない。

(プライバシーポリシー)

第17条 このシステムにより組合が取得した個人情報の取り扱いに関しては「組合個人情報保護条例」等の規定により、適切に取り扱う。なお、会員においても個人情報の適切な処理・管理に努めなければならない。

(損害賠償)

第18条 組合は、会員が故意、又はシステムの正規な使用方法に従わず、システム及びデータを消去、破損させたときは、その損害の賠償を求めることができる。

附 則

この要領は 平成19年4月1日から施行する。

この要領は 平成29年2月1日から施行する。